

令和8年度瀬戸内市文化祭（邑久会場）出品要項

1 出品資格

- (1) 瀬戸内市邑久地域在住・在勤・在学者。
- (2) 中央公民館、邑久地域のコミュニティセンター及び邑久地域の事業所等で活動している団体・個人又は主催者が特別に依頼した団体・個人。なお、これらの団体の指導者及び構成員も資格を有する。

2 出品について

- (1) 原則1人1作品。
- (2) 複数の団体に所属している者は、団体ごとに1作品とする。
- (3) 出品作品は出品者自らが完成させた作品に限る。
- (4) 出品者の活動記録や会員募集など出品者のPRに関する展示を一部認める。

3 規格（下記以外は自由）

- (1) 書・・・語句（釈文）をつける。
- (2) 絵画・・・F50号以内。
- (3) 写真・・・半切サイズまで。

4 出品申込方法

令和8年8月12日（水）17：00（時間厳守）までに、文化祭実行委員会事務局（中央公民館内）に出品申込書を提出する。

作品に対する説明（以下 ギャラリートーク）を希望する際は、1団体10分を上限とする。また、ギャラリートークを希望する者は、出品申込書に説明の希望時間を記入し、説明団体が重複する場合は、実行委員会及び事務局が調整を行う。

なお、説明に使用する資料は出品者が用意することとし、マイクなどの必要な機材について公民館備品にある場合は、事務局が準備する。

5 展示場所の決定について

出品希望団体等から提出された出品申込書にもとづき、第2回展示小委員会を令和8年8月28日（金）に開催して決定する。

出品申込状況に応じて、展示小委員会において、全体のバランスを考慮しながら、出品数制限を緩和するなどの措置をとることがある。

6 出品団体等連絡会

- (1) 日時：令和8年9月5日（土） 10：00～
- (2) 会場：瀬戸内市中央公民館 「多目的ホール」

7 会場設営・作品搬入

令和8年10月23日（金）9：00～17：00の間で行う。各会場の出品者で協力して会場設営・作品搬入をする。

公民館は17：00に各室施錠するため搬入時間を厳守のこと。

※作品の搬入は会場設営が終了してから。

8 作品搬出

令和8年10月25日（日）16：00から搬出を行う。（館内放送後搬出を厳守）